

岐阜県美術館美術品収集委員会設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県美術館に収蔵する美術作品の選定に関する事務を適正かつ円滑に行うため、岐阜県美術館美術品収集委員会（以下「収集委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 岐阜県美術館長（以下「美術館長」という。）は、岐阜県美術館に収蔵する美術に関する作品を選定しようとするときは、あらかじめ、当該作品の適否及びその価格について、収集委員会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 委員構成は8人以内とする。

2 委員は、美術に関する専門知識を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから館長が選任する。

- 一 大学教授
- 二 国公立美術館職員
- 三 その他学識経験者

(招集)

第4条 収集委員会は、必要に応じ、美術館長が招集する。

(設置期間)

第5条 収集委員会の設置期間は、美術館長が招集した日から1年以内とし、第2条の所管事項を終了したときは速やかに解散する。

(任期)

第6条 委員の任期は、美術館長が依頼した日から1年以内とし、収集委員会が解散したときは解任されるものとする。ただし、第2条の所管事項を終了するまでの期間において、委員の一部が欠けたときは、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、解任後に再度選任することができる。

(謝金及び旅費)

第7条 委員が委員会に従事したときは、予算の範囲内で謝金を支給する。

2 委員が委員会に出席したときは、県の定める規定による旅費を支給する。

(守秘義務)

第8条 委員は、収集委員会を通して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、岐阜県美術館において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、美術館長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和54年10月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月25日から施行する。